

# 河内長野市こども会育成連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、河内長野市こども会育成連合会(以下、「市こ連」という)と称し、事務所を市教育委員会事務局教育推進部青少年育成課内におく。

(目的)

第2条 市こ連は、市内における単位こども会育成会の連係を密にし、こども会の育成と振興をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 市こ連は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 中学校区こども会育成連絡協議会(以下、「校区連」という)及び単位こども会育成会との連携と相互調整
- 2 大阪府こども会育成連合会(以下、「府こ連」という)及び南河内ブロックこども会育成連絡協議会(以下、「南こ連」という)との連絡協調
- 3 こども会活動の指導及び育成に関する調査研究
- 4 指導育成に関する事業の開催
- 5 こども会の育成に関する事業の開催
- 6 こども会安全会見舞金の給付(安全会規程は別に定める)
- 7 その他、市こ連の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 市こ連は、事務局に登録された次の者により組織する。

1 団体加盟

河内長野市内で活動する単位こども会育成会の会員

2 個人加盟

本会の目的(第2条)に賛同し、市こ連活動への積極的な協力の意志を表明した者

(校区連組織)

第5条 市こ連の日常活動を円滑に展開するため、登録された加盟単位こども会育成会を地区別に分割して校区連を組織する。

(校区連の地区割りなどの詳細は別に定める)

(役員)

第6条 市こ連に、次の役員をおく。

- |      |    |       |         |      |     |
|------|----|-------|---------|------|-----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 7名以内    | 3 書記 | 2名  |
| 4 会計 | 1名 | 5 校区長 | 各校区から1名 | 6 幹事 | 若干名 |

( 役員の選出 )

第 7 条 市こ連役員は、各単位こども会育成会会員及び個人加盟登録者の中から、次の区分により選出し、総会において承認を得る。

- 1 会長、副会長、書記、会計 . . . . . 全体から 11 名以内
- 2 校区長 . . . . . 各校区から 1 名
- 3 幹事 . . . . . 若干名

2 具体的な選出にあたっては、総会に先立つ総会準備委員会において、各校区連の推薦などをふまえ、意見調整のうえ推薦名簿を作成し、総会に提案する。

( 役員の任務と任期 )

第 8 条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、市こ連活動全般を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、本会活動の事務及び記録を担当する。
- 4 会計は、本会の会計事務を担当する。
- 5 幹事は、本会活動を展開するために必要な任務を分担する。

2 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

( 監査 )

第 9 条 市こ連に、監査 2 名をおく。

- 2 監査は、本会の会計及び活動を監査する。
- 3 監査は、各単位こども会育成会役員の中から、各校区連の推薦に基づき選出し、総会において承認を得る。

( 顧問 )

第 10 条 市こ連に、顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、本会の運営と執行について助言する。
- 3 顧問の委嘱は、会長が指名し役員会の承認を得て行う。
- 4 顧問の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

( 機関 )

第 11 条 市こ連の機関は、次の通りとする。

- 1 総会                      2 役員会                      3 総会準備委員会

2 総会は、市こ連の議決機関であって、各単位こども会育成会の代表と個人加盟登録者で構成し、年 1 回会長が招集し、次の事項を議決する。

- 1 市こ連の運営方針に関すること
- 2 事業計画、事業報告、予算、決算に関すること
- 3 役員の選出に関すること

- 4 規約の変更に関する事
- 5 その他、必要な事項
- 3 役員会は、市こ連の執行機関であって、総会の議決に基づき事業の実施に必要な事項を執行する。
- 4 総会準備委員会
  - 1 総会当日の運営を円滑に進める目的で、総会準備に先立ち設置する。
  - 2 委員の構成は、各校区連から推薦する者2名ずつと、会長とする。
  - 3 市こ連役員候補者の推薦を行う。
  - 4 必要に応じて、副会長及び顧問の出席を要請し、意見を聴取することができる。

(会議の成立と議決)

第12条 各機関は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の2分の1以上の賛同をもって決定する。可否同数のときは議長が決定する。

- 2 総会については、欠席者から委任状の提出があった場合は出席とみなすことができる。

(経費)

第13条 市こ連の経費は、次の収入をもってあてる。

- 1 会費
- 2 委託料
- 3 寄付金
- 4 その他

(会費)

第14条 市こ連の会費は、各单位こども会育成会から次の区分により徴収する。

- 1 基本金 1単位につき 年額1,000円
- 2 人員割り こども会員1名につき 年額100円

(会計年度)

第15条 市こ連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

本規約は、昭和44年4月26日より実施する。

規約一部改正 昭和60年4月 7日

規約一部改正 昭和62年4月 5日

規約一部改正 平成 元年4月 2日

規約全面改正 平成 5年4月 4日

規約一部改正 平成 9年4月 6日

規約一部改正 平成10年4月12日

規約一部改正 平成13年4月 8日

規約一部改正 平成21年4月 5日